

## 附属書二（第三章関係） 品目別規則

### 第一節 一般的注釈

この附属書に定める品目別規則の適用上、

- (a) 特定の項又は号の産品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次節の表の上欄に掲げる項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。
- (b) この附属書の中で、重量とは、統一システムに別段の定めがある場合を除くほか、乾燥重量をいう。
- (c) 一連の品目別規則において一以上の規則を選択的に適用することが定められている場合、これらの規則に関する記載の順序は、適用の優先順位を示すものではない。
- (d) 次の定義を適用する。

「部」とは、統一システムの部をいう。

「類」とは、統一システムの類をいう。

「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

(e) この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

(f) 第三十一条に規定する特定の割合であつて、製品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。

(i) 統一システムの第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に規定する製品については、当該製品の価額の十パーセント

(ii) 統一システムの第五 類から第六三類までの各類に規定する製品については、当該製品の重量の七パーセント

注釈 1 「非原産材料の価額」とは、第二十九条 6 の規定に従つて決定される価額をいう。

注釈 2 「当該製品の価額」とは、第二十九条 4 (b) に規定する本船渡し の 価額 又は 同条 5 に規定する 価額 を いう。

(g) (i) 千九百九十六年十二月十三日の世界貿易機関の閣僚会議において採択された情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言の付表 A 又は B が対象とする製品であつて、締約国において他の産品を生産する材料

として使用されるものについては、同閣僚宣言の付表A又はBが対象とする産品について適用される品目別規則にかかわらず、当該締約国の原産材料とみなすことができる。ただし、当該産品がいずれかの締約国において組み立てられる場合に限る。

(ii) (i)の規定にかかわらず、同閣僚宣言の付表A又はBが対象とする産品が第八五四一・一〇号から第八五四二・九〇号までの各号に分類される場合には、当該産品の生産に使用されるすべての非原産材料について、第八五四一・一〇号から第八五四二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの関税分類の変更が行われなければならない。

## 第二節 品目別規則

第一部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）

第一類 動物（生きているものに限る。）

〇一・〇一・〇一・〇六

第〇一・〇一項から第〇一・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二類 肉及び食用のくず肉

〇二・〇一・〇二・一〇

第〇二・〇一項から第〇二・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
(第一類の材料からの変更を除く。)

第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

〇三・〇一・〇三・〇七

第〇三・〇一項から第〇三・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

〇四・〇一・〇四・一〇

第〇四・〇一項から第〇四・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第五類 動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)

〇五・〇一・〇五・一一

第〇五・〇一項から第〇五・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二部 植物性生産品(第六類から第一四類まで)

第六類 生きてゐる樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び裝飾用の葉

〇六・〇一・〇六・〇四

第〇六・〇一項から第〇六・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第七類 食用の野菜、根及び塊茎

〇七・〇一・〇七・一四

第〇七・〇一項から第〇七・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第八類 食用の果実及びナツト、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

〇八・〇一・〇八・一四

第〇八・〇一項から第〇八・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

〇九・〇一

第〇九・〇一項の産品への他の類の材料からの変更

〇九・〇二

第〇九・〇二項の産品への他の項の材料からの変更

<p>○九・〇三 ○九〇四・一一・〇九〇四・二〇 ○九・〇五 ○九〇六・一〇・〇九〇六・二〇 ○九・〇七・〇九・一〇</p>	<p>第〇九・〇三項の産品への他の類の材料からの変更 第〇九〇四・一一号から第〇九〇四・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更 第〇九・〇五項の産品への他の類の材料からの変更 第〇九〇六・一〇号又は第〇九〇六・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更 第〇九・〇七項から第〇九・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
--	---

第一〇類 穀物

<p>一〇・〇一・一〇・〇八</p>	<p>第一〇・〇一項から第一〇・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
--------------------	--

第一一類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

<p>一一・〇一・一一・〇四 一一〇五・一〇・一一〇六・二〇 一一〇六・三〇</p>	<p>第一一・〇一項から第一一・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第一一〇五・一〇号から第一一〇六・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。） 第一一〇六・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更</p>
--	---

<p>一一・〇七</p> <p>一一・〇八・一一・〇九</p>	<p>を除く。)</p> <p>第一一・〇七項の産品への他の類の材料からの変更(第一〇類の材料からの変更を除く。)</p> <p>第一一・〇八項又は第一一・〇九項の産品への他の類の材料からの変更</p>
---------------------------------	---

<p>一二・〇一・一二・〇七</p> <p>一二・〇八</p> <p>一二・〇九・一二・一四</p>	<p>第二二・〇一項から第二二・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第二二・〇八項の産品への他の項の材料からの変更</p> <p>第二二・〇九項から第二二・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
--	--

<p>一三・〇一・一三・〇二</p>	<p>第二三・〇一項又は第二三・〇二項の産品への他の類の材料からの変更</p>
--------------------	---

<p>第一四類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品</p> <p>一四・〇一・一四・〇四</p>	<p>第一四・〇一項から第一四・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
--	--

第一二類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

第一三类 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

第一四類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

第三部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五

類）

第一五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

<p>一五・〇一・一五・一〇 一五・一一・一五・二二</p>	<p>第一五・〇一項から第一五・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第一五・一一項又は第一五・一二項の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）</p>
<p>一五・一三</p>	<p>第一五・一三項の産品への他の類の材料からの変更（第八類又は第一二類の材料からの変更を除く。）</p>
<p>一五二四・一一・一五二五・一九</p>	<p>第一五二四・一一号から第一五二五・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）</p>
<p>一五二五・二二・一五二五・二九</p>	<p>第一五二五・二二号又は第一五二五・二九号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>一五二五・三〇</p>	<p>第一五二五・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）</p>
<p>一五二五・四〇</p>	<p>第一五二五・四〇号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>一五二五・五〇</p>	<p>第一五二五・五〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）</p>



<p>一五・二一・九〇</p> <p>一五・一六・一五・一九</p> <p>一五・二〇</p> <p>一五・二二・一五・二二</p>	<p>第一五・二一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一〇類から第一二類までの各類又は第二三類の材料からの変更を除く。）</p> <p>第一五・一六項から第一五・一九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第一五・二〇項の産品への他の類の材料からの変更（第八類又は第一二類の材料からの変更を除く。）</p> <p>第一五・二二項又は第一五・二二項の産品への他の類の材料からの変更</p>
--	---

第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第二四類まで）

第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

注釈 第一六〇四・一四号の適用上、インド洋まぐる類委員会の登録簿（以下この協定において「IOTCの登録簿」という。）への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる非原産材料は、当該非原産材料を良好な状態に保存する作業以外のいかなる作業も行われることなく、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に輸送されなければならぬ。

第一七類 糖類及び砂糖菓子

<p>一六・〇一・一六・〇二          一六・〇三          一六〇四・一一・一六〇四・一二          一六〇四・一三          一六〇四・一四          一六〇四・一五・一六〇五・四〇          一六〇五・九〇</p>	<p>第一六・〇一項又は第一六・〇二項の産品への他の類の材料からの変更（第一類、第二・〇三項から第二・〇五項までの各項、第二・〇七項から第二・一〇項までの各項又は第二・〇六・三〇号から第二・〇六・九〇号までの各号の材料からの変更を除く。）          第一六・〇三項の産品への他の類の材料からの変更          第一六〇四・一一号又は第一六〇四・一二号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）          第一六〇四・一三号の産品への他の類の材料からの変更          第一六〇四・一四号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の非原産材料がIOTCの登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる場合に限る。）          第一六〇四・一五号から第一六〇五・四〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）          第一六〇五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料（第二・〇七項のいかを除く。）からの変更を除く。）</p>
--	---

一七・〇一	第一七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）
一七〇二・一一・一七〇二・一九	第一七〇二・一一号又は第一七〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第四類の材料からの変更を除く。）
一七〇二・二〇	第一七〇二・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
一七〇二・三〇・一七〇二・九〇	第一七〇二・三〇号から第一七〇二・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第一一類又は第一二類の材料からの変更を除く。）
一七・〇三	第一七・〇三項の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）
一七・〇四	第一七・〇四項の産品への他の類の材料からの変更

第一八類 ココア及びその調製品

注釈 第一八・〇五項の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(a) 当該第三国からの直接輸送

(b) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

<p>一八・〇一・一八・〇三 一八・〇四 一八・〇五</p>	<p>第一八・〇一項から第一八・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第一八・〇四項の産品への他の項の材料からの変更 第一八・〇五項の産品への他の項の材料からの変更（非原産材料である第一八・〇一項の力カオ豆を使用する場合には、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される当該非原産材料である力カオ豆の重量が、産品の重量の五十パーセント以上である場合に限る。）</p>
<p>一八・〇六</p>	<p>第一八・〇六項の産品への他の項の材料からの変更（非原産材料である第一八・〇一項の力カオ豆の重量が産品の重量の五十パーセント以下である場合に限る。）</p>

第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

<p>一九・〇一・一九・〇二 一九・〇三</p>	<p>第一九・〇一項又は第一九・〇二項の産品への他の類の材料からの変更 第一九・〇三項の産品への他の類の材料からの変更（第一類の材料からの変更を</p>
------------------------------	--

一九〇四・一〇・一九〇五・四〇  
一九〇五・九〇

除く。）

第一九〇四・一〇号から第一九〇五・四〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第一九〇五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一一・〇五項の材料からの変更を除く。）

第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

注釈 第二〇〇一・一〇号、第二〇〇一・九〇号、第二〇〇五・四〇号、第二〇〇七・一〇

号、第二〇〇八・一一号、第二〇〇八・一九号、第二〇〇八・四〇号から第二〇〇八・七

〇号までの各号、第二〇〇八・九一号、第二〇〇八・九二号、第二〇〇九・六一号、第二

〇〇九・六九号及び第二〇〇九・八〇号の適用上、

(a) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、

又は完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国

に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(i) 当該第三国からの直接輸送

(ii) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

(b) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料であつて製品の生産に使用されるものは、いずれかの締約国又は当該第三国において収穫され、採取され、又は採集される材料から生産されるものに限る。

二〇〇一・一〇	第二〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇一・九〇	第二〇〇一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇二・一〇・二〇〇四・一〇	第二〇〇二・一〇号から第二〇〇四・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）

二〇〇四・九〇	第二〇〇四・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第一一〇六・一〇号の材料からの変更を除く。）
二〇〇五・一〇・二〇〇五・二〇	第二〇〇五・一〇号又は第二二〇〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
二〇〇五・四〇	第二〇〇五・四〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇五・五一・二〇〇五・九〇	第二〇〇五・五一号から第二二〇〇五・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
二〇・〇六	第二〇・〇六項の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇七・一〇	第二〇〇七・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇七・九一・二〇〇七・九九	第二〇〇七・九一号又は第二二〇〇七・九九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・一一	第二〇〇八・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇八・一九	第二〇〇八・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

二〇〇八・二〇・二〇〇八・三〇	用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇八・四〇・二〇〇八・七〇	第二〇〇八・二〇号又は第二〇〇八・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・八〇	第二〇〇八・四〇号から第二〇〇八・七〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇八・九一・二〇〇八・九二	第二〇〇八・八〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・九九	第二〇〇八・九一号又は第二〇〇八・九二号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇九・一一・二〇〇九・四九	第二〇〇八・九九号の産品への他の類の材料からの変更（第七類、第八類又は第一〇類の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・五〇	第二〇〇九・一一号から第二〇〇九・四九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
	第二〇〇九・五〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七・〇二項の材料からの変更を除く。）



<p>二〇〇九・六一・二〇〇九・六九</p> <p>二〇〇九・七一・二〇〇九・七九</p> <p>二〇〇九・八〇</p> <p>二〇〇九・九〇</p>	<p>第二〇〇九・六一号又は第二〇〇九・六九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）</p> <p>第二〇〇九・七一号又は第二〇〇九・七九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）</p> <p>第二〇〇九・八〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）</p> <p>第二〇〇九・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）</p>
---	---

第二二類 各種の調製食料品

<p>二二〇一・一一</p> <p>二二〇一・一二</p> <p>二二〇一・二〇</p>	<p>第二二〇一・一一号の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第二二〇一・一二号の産品への他の項の材料からの変更</p> <p>第二二〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一九類の材料からの変更を除く。）</p>
--	--

二二〇一・三〇	第二二〇一・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一〇類又は第一九類の材料からの変更を除く。）
二二〇二・一〇・二二〇三・一〇	第二二〇二・一〇号から第二二〇三・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
二二〇三・二〇	第二二〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第二〇類の材料からの変更を除く。）
二二〇三・三〇・二二〇六・一〇	第二二〇三・三〇号から第二二〇六・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
二二〇六・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）

第二二類 飲料、アルコール及び食酢

二二〇一・一〇・二二〇二・一〇	第二二〇一・一〇号から第二二〇二・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
二二〇二・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
二二・〇三	第二二・〇三項の産品への他の項の材料からの変更
二二〇四・一〇・二二〇四・二九	第二二〇四・一〇号から第二二〇四・二九号までの各号の産品への他の類の材料が

二二〇四・三〇・二二〇五・九〇	らの変更
	第二二〇四・三〇号から第二二〇五・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）
二二・〇六	第二二・〇六項の産品への他の類の材料からの変更（第八類、第九類、第二〇類又は第二二類の材料からの変更を除く。）
二二・〇七	第二二・〇七項の産品への他の類の材料からの変更
二二〇八・二〇・二二〇八・三〇	第二二〇八・二〇号若しくは第二二〇八・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、
二二〇八・四〇・二二〇八・六〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇八・二〇号又は第二二〇八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
二二〇八・七〇	第二二〇八・四〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）
二二〇八・九〇	第二二〇八・七〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇八・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。） 第二二〇八・九〇号の産品（合成清酒又は料理用酒（みりん））への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。 第二二〇八・九〇号の産品（飲料（果汁をもとしたものであって、アルコール分が一パーセント未満のものに限る。））への他の類の材料からの変更（第八類又は第

<p>二二・〇九</p>	<p>二〇類の材料からの変更を除く。          第二二〇八・九〇号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）          第二二・〇九項の産品への他の類の材料からの変更</p>
--------------	---

第二三類 食品工業において生ずる残留物及びびくず並びに調製飼料

<p>二三〇一・一〇・二三〇六・四九          二三〇六・五〇          二三〇六・六〇・二三〇八・〇〇          二三・〇九</p>	<p>第二三〇一・一〇号から第二三〇六・四九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更          第二三〇六・五〇号の産品への他の項の材料からの変更（第〇八・〇一項又は第一二・〇三項の材料からの変更を除く。）          第二三〇六・六〇号から第二三〇八・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更          原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二三・〇九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
---	---

第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品

--	--

二四〇一・一〇・二四〇一・二〇	第二四〇一・一〇号又は第二四〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
二四〇一・三〇	第二四〇一・三〇号の産品への他の号の材料からの変更
二四〇二・一〇	第二四〇二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（非原産材料である第二四・〇一項のたばこ（製造たばこを除く。）又はくすたばこの含有量が産品の全重量の三十パーセント以下である場合に限る。）
二四〇二・二〇・二四〇三・九九	第二四〇二・二〇号から第二四〇三・九九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

第五部 鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで）

第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント

二五〇一・〇〇・二五二七・一〇	第二五〇一・〇〇号から第二五二七・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
二五二七・二〇	第二五二七・二〇号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第二五二七・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
二五二七・三〇・二五二〇・一〇	第二五二七・三〇号から第二五二〇・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

二五二〇・二〇	第二五二〇・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五二〇・二〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
二五・二一	第二五・二一項の産品への他の類の材料からの変更
二五二二・一〇・二五二三・一〇	第二五二二・一〇号から第二五二三・一〇号までの各号の産品への当該各号が属す る項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五二二・一〇号から第二五二 三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二五二三・二一・二五二三・九〇	第二五二三・二一号から第二五二三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五二三・二一号から第二五二 三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二五二四・〇〇・二五二五・二〇	第二五二四・〇〇号から第二五二五・二〇号までの各号の産品への他の類の材料か らの変更
二五二五・三〇	第二五二五・三〇号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に 得られ、又は生産される産品であること（第二五二五・三〇号の産品への関税分類の 変更を必要としない。）。
二五二六・一〇・二五三〇・九〇	第二五二六・一〇号から第二五三〇・九〇号までの各号の産品への他の類の材料か らの変更

第二六類 鋳石、スラゲ及び灰

<p>二六・〇一・二六・一七 二六・一八・二六・二一</p>	<p>第二六・〇一項から第二六・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第二六・一八項から第二六・二一項までの各項の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第二六・一八項から第二六・二一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
------------------------------------	--

第二七類 鋳物性燃料及び鋳物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鋳物性ろう

<p>二七〇一・一一・二七〇一・一九 二七〇一・二〇 二七・〇二・二七・〇三 二七・〇四・二七・〇六</p>	<p>第二七〇一・一一号から第二七〇一・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第二七〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更 第二七・〇二項又は第二七・〇三項の産品への他の類の材料からの変更 第二七・〇四項から第二七・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七・〇四項から第二七・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>二七〇七・一〇・二七〇七・五〇</p>	<p>第二七〇七・一〇号から第二七〇七・五〇号までの各号の産品への他の項の材料が</p>

二七〇七・六〇・二七〇七・九一

二七〇七・九九

二七〇八・一〇・二七〇八・二〇

二七・〇九

二七二〇・一一・二七二〇・一九

二七二〇・九一・二七二〇・九九

二七二一・一一

二七二一・一二・二七二一・一九

らの変更

第二七〇七・六〇号から第二七〇七・九一号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七〇七・六〇号から第二七〇七・九一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二七〇七・九九号の産品への他の項の材料からの変更

第二七〇八・一〇号若しくは第二七〇八・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七〇八・一〇号又は第二七〇八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二七・〇九項の産品への他の類の材料からの変更

第二七二〇・一一号又は第二七二〇・一九号の産品への他の項の材料からの変更

第二七二〇・九一号又は第二七二〇・九九号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第二七二〇・九一号又は第二七二〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二七二一・一一号の産品への他の類の材料からの変更

第二七二一・一二号から第二七二一・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七二一・一二号から第二七二一・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。



<p>二七二一・二二 二七二一・二九・二七二三・九〇 二七・二四 二七・二五</p>	<p>第二七二一・二二号の産品への他の類の材料からの変更 第二七二一・二九号から第二七二三・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七二一・二九号から第二七二一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第二七・一四項の産品への他の類の材料からの変更 第二七・一五項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七・一五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--	--

第六部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品（第二八類から第三八類まで）

第二八類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

<p>二八〇一・一〇・二八〇四・五〇 二八〇四・六一・二八〇四・六九</p>	<p>第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第二八〇四・六一号若しくは第二八〇四・六九号の産品への当該各号以外の号の材</p>
--	---

<p>二八〇四・七〇・二八四二・九〇</p> <p>二八四三・一〇・二八四三・九〇</p> <p>二八・四四・二八・五一</p>	<p>料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇四・六一号又は第二八〇四・六九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第二八〇四・七〇号から第二八四二・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇四・七〇号から第二八四二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第二八四三・一〇号から第二八四三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八四三・一〇号から第二八四三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第二八・四四項から第二八・五一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八・四四項から第二八・五一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>二九〇一・一〇・二九〇五・四二</p>	<p>第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への当該各号以外の</p>

第二九類 有機化学品

	号の材料からの変更又は、
二九〇五・四三	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇一・一〇号から第二九〇
二九〇五・四四	五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九〇五・四五	第二九〇五・四三号の産品への他の号の材料からの変更
二九〇五・四九	第二九〇五・四四号の産品への他の項の材料からの変更（第一七・〇二項の材料か
二九〇五・五〇	らの変更を除く。）
二九〇五・五一	第二九〇五・四五号の産品への他の号の材料からの変更
二九〇五・五二	第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への当該各号以外の
二九〇五・五三	号の材料からの変更又は、
二九〇五・五四	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇五・四九号から第二九〇
二九〇五・五五	五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九〇六・一一	第二九〇六・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第三三類の材料からの変
二九〇六・一二	更を除く。）
二九〇六・一三	第二九〇六・一二号から第二九一八・一三号までの各号の産品への当該各号以外の
二九〇六・一四	号の材料からの変更又は、
二九〇六・一五	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇六・一二号から第二九一
二九〇六・一六	八・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九〇六・一七	第二九一八・一四号又は第二九一八・一五号の産品への他の項の材料からの変更
二九〇六・一八	（第一七類又は第二三類の材料からの変更を除く。）
二九〇六・一九	第二九一八・一六号から第二九二二・四一号までの各号の産品への当該各号以外の

二九三二・四二	号の材料からの変更又は、
二九三二・四三・二九二四・二四	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九一八・一六号から第二九二二・四一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九二四・二九	第二九二二・四二号の産品への他の号の材料からの変更
二九二五・一一・二九三八・一〇	第二九二二・四三号から第二九二四・二四号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
二九三八・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九二二・四三号から第二九二四・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九三九・一一・二九三九・九九	四・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九・四〇	第二九二四・二九号の産品への他の号の材料からの変更
	第二九二五・一一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九二五・一一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更を必要としない。）。
	八・一〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
	第二九三八・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
	第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	九・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第一七・〇二項の材料からの変更を除く。）

<p>二九四一・一〇・二九四二・〇〇</p>	<p>第二九四一・一〇号から第二九四二・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九四一・一〇号から第二九四二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
------------------------	--

第三〇類 医療用品

<p>三〇・〇一・三〇・〇三  三〇・〇四  三〇〇五・一〇・三〇〇六・七〇</p>	<p>第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第三〇・〇四項の産品への他の項の材料からの変更（第三〇・〇三項の材料からの変更を除く。）又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・七〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・七〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--	---

三〇〇六・八〇

第三〇〇六・八〇号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第三〇〇六・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

### 第三二類 肥料

三二〇一・〇〇・三二〇五・九〇

第三二〇一・〇〇号から第三二〇五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇一・〇〇号から第三二〇五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三二類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

三三〇一・一〇・三三〇一・二〇

第三三〇一・一〇号若しくは第三三〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三三〇一・一〇号又は第三三〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

<p>三三〇一・九〇 三三一・〇二・三三・〇五 三三一・〇六 三三一・〇七・三二・一五</p>	<p>第三二〇一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第三二一・〇二項から第三二一・〇五項までの各々の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二一・〇二項から第三二一・〇五項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第三二一・〇六項の産品への他の項の材料からの変更（第二八類から第三八類までの各々の材料からの変更を除く。）又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二一・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第三二一・〇七項から第三二一・一五項までの各々の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二一・〇七項から第三二一・一五項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
---	--

第三三類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

<p>三三三・〇一 三三三・〇二・三三・〇七</p>	<p>第三三三・〇一項の産品への他の類の材料からの変更 第三三三・〇二項から第三三三・〇七項までの各々の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、</p>
--------------------------------	---

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三三・〇二項から第三三・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三四類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその

他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品

三四・〇一

第三四・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三四・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三四〇二・一一・三四〇二・九〇

第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三四・〇三・三四・〇七

第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。



第三五類 たんぱく系物質、変性でん粉、こ膠着剤及び酵素

<p>三五・〇一 三五〇二・一一・三五〇二・一九 三五〇二・二〇・三五〇三・〇〇 三五・〇四 三五・〇五 三五・〇六・三五・〇七</p>	<p>第三五・〇一項の産品への他の類の材料からの変更 第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更 (第四・〇七項又は第四・〇八項の材料からの変更を除く。) 第三五〇二・二〇号から第三五〇三・〇〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第三五・〇四項の産品への他の項の材料からの変更 第三五・〇五項の産品への他の類の材料からの変更(第一類の材料からの変更を除く。) 第三五・〇六項若しくは第三五・〇七項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三五・〇六項又は第三五・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
--	--

第三六類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

<p>三六・〇一・三六・〇六</p>	<p>第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--------------------	--

第三七類 写真用又は映画用の材料

<p>三七・〇一 三七・〇二・三七・〇七</p>	<p>第三七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三七・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第三七・〇二項から第三七・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三七・〇二項から第三七・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
------------------------------	---

第三八類 各種の化学工業生産品

<p>三八〇一・一〇・三八〇一・九〇</p>	<p>第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の</p>
------------------------	--

三八・〇二・三八・〇四	号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第三八・〇二項から第三八・〇四項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、
三八〇五・一〇・三八〇六・二〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八・〇二項から第三八・〇四項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第三八〇五・一〇号から第三八〇六・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、
三八〇六・三〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇五・一〇号から第三八〇六・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇六・九〇	第三八〇六・三〇号の産品への他の号の材料からの変更
三八・〇七・三八・〇八	第三八〇六・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇九・一〇	第三八・〇七項若しくは第三八・〇八項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八・〇七項又は第三八・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三八〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第一一類又は第三五類の	

<p>三八〇九・九一・三八二二・〇〇</p> <p>三八・二三</p> <p>三八二四・一〇・三八二四・五〇</p> <p>三八二四・六〇</p> <p>三八二四・七一・三八二四・九〇</p> <p>三八・二五</p>	<p>材料からの変更を除く。)</p> <p>第三八〇九・九一号から第三八二二・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三八〇九・九一号から第三八二二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第三八・二三項の産品への他の項の材料からの変更</p> <p>第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第三八二四・六〇号の産品への他の項の材料からの変更(第一七・〇二項の材料からの変更を除く。)</p> <p>第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第三八・二五項の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること(第三八・二五項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
---	--

第七部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品（第三九類及び第四〇類）

第三九類 プラスチック及びその製品

三九・〇一・三九・一四	第三九・〇一項から第三九・一四項までの各々の製品への他の類の材料からの変更又は、
三九・二五	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九・〇一項から第三九・一四項までの各々の製品への関税分類の変更を必要としない。）。
三九・一六・三九・二六	第三九・一五項の製品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される製品であること（第三九・一五項の製品への関税分類の変更を必要としない。）。 第三九・一六項から第三九・二六項までの各々の製品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九・一六項から第三九・二六項までの各々の製品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四〇類 ゴム及びその製品

四〇〇一・一〇・四〇〇一・三〇	第四〇〇一・一〇号から第四〇〇一・三〇号までの各号の製品への当該各号以外の
-----------------	---------------------------------------

四〇・〇二・四〇・〇三	号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇〇一・一〇号から第四〇〇一・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第四〇・〇二項若しくは第四〇・〇三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、
四〇・〇四	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇・〇二項又は第四〇・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第四〇・〇四項の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第四〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇・〇五・四〇・一一	第四〇・〇五項から第四〇・一一項までの各々の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、
四〇二二・一一・四〇二二・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇・〇五項から第四〇・一一項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇・一三・四〇・一七	第四〇二二・一一号から第四〇二二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇二二・一一号から第四〇二二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第四〇・一三項から第四〇・一七項までの各々の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇・一三項から第四〇・一七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類

する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）

第四一類 原皮（毛皮を除く。）及び革

四一・〇一・四一・〇三	第四一・〇一項から第四一・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
四一・〇四	第四一・〇四項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇一項の材料からの変更を除く。）
四一・〇五	第四一・〇五項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇二項の材料からの変更を除く。）
四一・〇六	第四一・〇六項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇三項の材料からの変更を除く。）
四一・〇七	第四一・〇七項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇一項又は第四一・〇四項の材料からの変更を除く。）
四一・一一	第四一・一一項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇二項又は第四一・〇五項の材料からの変更を除く。）

四一・二三	第四一・一三項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇三項又は第四一・〇六項の材料からの変更を除く。）
四一・二四	第四一・一四項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇一項から第四一・〇三項までの各々の材料からの変更を除く。）
四一・二五	第四一・一五項の産品への他の項の材料からの変更

第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

四二・〇一・四二・〇六	第四二・〇一項から第四二・〇六項までの各々の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---------------------------------------

第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

四三・〇一	第四三・〇一項の産品への他の項の材料からの変更
四三・〇二	第四三・〇二項の産品への他の項の材料からの変更（第四三・〇一項の材料からの変更を除く。）
四三・〇三	第四三・〇三項の産品への他の項の材料からの変更（第四三・〇二項の材料からの変更を除く。）



四三・〇四

第四三・〇四項の産品への他の項の材料からの変更

第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）

第四四類 木材及びその製品並びに木炭

四四・〇一・四四・〇三

第四四・〇一項から第四四・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

四四・〇四・四四・二一

第四四・〇四項から第四四・二一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第四五類 コルク及びその製品

四五・〇一・四五・〇四

第四五・〇一項から第四五・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四五・〇一項から第四五・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四六類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

<p>四六・〇一 四六・〇二</p>	<p>第四六・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第一四〇一・九〇号のいくさの材料からの変更を除く。） 第四六・〇二項の産品への他の類の材料からの変更</p>
------------------------	---

第一〇部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品（第四七類から第四九類まで）

第四七類 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙

<p>四七〇一・〇〇・四七〇六・二〇 四七〇六・九一・四七〇六・九三 四七・〇七</p>	<p>第四七〇一・〇〇号から第四七〇六・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四七〇一・〇〇号から第四七〇六・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第四七〇六・九一号から第四七〇六・九三号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第一四類又は第五三類の材料からの変更を除く。） 第四七・〇七項の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得ら</p>
--	---

れ、又は生産される産品であること（第四七・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

<p>四八・〇一・四八・〇五 四八・〇六・四八・一五</p>	<p>第四八・〇一項から第四八・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第四八・〇六項から第四八・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四八・〇六項から第四八・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>四八・一六</p>	<p>第四八・一六項の産品への他の項の材料からの変更（第四八・〇九項の材料からの変更を除く。）又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四八・一六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>四八・一七・四八・二三</p>	<p>第四八・一七項から第四八・二三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四八・一七項から第四八・二三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

第四九類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

四九・〇一・四九・一一	第四九・〇一項から第四九・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四九・〇一項から第四九・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
-------------	---

第二一部 紡織用繊維及びその製品（第五〇類から第六三類まで）

注釈1 第五〇類から第五五類までの各類及び第六〇類の適用上、浸染し、又はなせんする工程については、以下の二以上の作業を伴わなければならない。

- (1) 抗菌防臭加工
- (2) 防融加工
- (3) 防蚊加工
- (4) 抗ピル加工
- (5) 帯電防止加工、制電加工

- (6) しわ加工
- (7) 漂白
- (8) ブラッシング
- (9) バフ加工
- (10) 拔蝕加工、オパール加工
- (11) カレンダー仕上げ
- (12) 圧縮収縮仕上げ
- (13) 防しわ加工
- (14) 蒸じゅう、デカタイジング
- (15) 消臭加工
- (16) イージーケア加工
- (17) エンボス加工
- (18) エメリ加工

- (19) 難燃加工
- (20) 植毛、フロック加工、電着加工
- (21) 発泡なせん
- (22) 液体アンモニア加工
- (23) マーセライズ加工
- (24) 制菌加工
- (25) 縮じゆう
- (26) モアレ仕上げ
- (27) 透湿防水加工
- (28) はつ油加工
- (29) オーガンジ加工
- (30) 減量加工
- (31) 芳香加工

- (32) リラックス処理
- (33) リップル加工
- (34) シュライナ加工
- (35) せん毛、シャリング
- (36) 防縮加工
- (37) ソイルガード加工（SG加工）
- (38) ソイルリリース加工（SR加工）
- (39) ストレッチ加工
- (40) 防ダニ加工
- (41) UVカット加工
- (42) ウォッシュ・アンド・ウェア加工（W&W加工）
- (43) 吸水加工
- (44) 防水加工

(45) はつ水加工

(46) ウェットデカタイジング

(47) 防風加工

(48) 針布起毛

注釈2 第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から

第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇

七項、第五四・〇八項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項、第五六・〇四項

から第五六・〇九項までの各項、第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各項、第五

八・〇一項から第五八・一一項までの各項、第五九・〇二項から第五九・一一項までの各

項、第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項、第六一・〇一項から第六一・一七項

までの各項、第六二・〇一項から第六二・一七項までの各項及び第六三・〇一項から第六

三・〇八項までの各項の適用上、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第

三国において、完全にカードされ、若しくはコームされ、紡績され、浸染され、若しくは



なせんされ、製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされた非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(a) 当該他方の締約国又は当該第三国からの直接輸送

(b) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当

該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

第五〇類 絹及び絹織物

五〇・〇一	第五〇・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
五〇・〇二	第五〇・〇二項の産品への他の項の材料からの変更
五〇・〇三	第五〇・〇三項の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第五〇・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）
五〇・〇四・五〇・〇六	第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の産品への第五〇・〇四項から第五

五〇・〇七

○・〇六項まで以外の項の材料からの変更  
第五〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、  
産品が浸染され、若しくはなせんされること及び第五〇・〇七項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織されること（第五〇・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第五二類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

五二・〇一・五二・〇二  
五二・〇三

第五一・〇一又は第五一・〇二項の産品への他の類の材料からの変更  
第五一・〇三項の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第五一・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

五二・〇四・五二・〇五  
五二・〇六・五二・一〇

第五一・〇四項又は第五一・〇五項の産品への他の類の材料からの変更  
第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の産品への第五一・〇六項から第五一・一〇項まで以外の項の材料からの変更

五二・一一・五二・一三

第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への第五一・一一項から第五

第五二類 綿及び綿織物

	<p>一・一三項まで以外の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、</p> <p>産品が浸染され、若しくはなせんされること及び第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織されること（第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>五二・〇一 五二・〇二 五二・〇三 五二・〇四・五二・〇七</p>	<p>第五二・〇一 項の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第五二・〇二 項の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第五二・〇二 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第五二・〇三 項の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第五二・〇四 項から第五二・〇七 項までの各項の産品への第五二・〇四 項から第五二・〇七 項まで以外の項の材料からの変更（第五二・〇三 項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の</p>

<p>五二・〇八・五二・二二</p>	<p>加盟国である第三国においてカードされ、又はコームされる場合に限る。)</p> <p>第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への第五二・〇八項から第五二・一二項まで以外の項の材料からの変更(第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。)又は、</p> <p>産品が浸染され、若しくはなせんされること及び第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織されること(第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
--------------------	---

第五三類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙系及びその織物

<p>五三・〇一・五三・〇五</p> <p>五三・〇六・五三・〇七</p>	<p>第五三・〇一項から第五三・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第五三・〇六項又は第五三・〇七項の産品(アバカ又はココヤシ繊維の系)への他の類の材料からの変更</p> <p>第五三・〇六項又は第五三・〇七項の産品(その他の産品)への第五三・〇六項及び第五三・〇七項以外の項の材料からの変更</p> <p>第五三・〇八・一〇号又は第五三・〇八・二〇号の産品(アバカ又はココヤシ繊維の</p>
---------------------------------------	--

<p>五三〇八・九〇  五三・〇九・五三・一一</p>	<p>糸)への他の類の材料からの変更  第五三〇八・一〇号又は第五三〇八・二〇号の産品(その他の産品)への他の項の材料からの変更  第五三〇八・九〇号の産品(アバカ繊維の糸)への他の類の材料からの変更  第五三〇八・九〇号の産品(その他の産品)への他の項の材料からの変更  第五三・〇九項から第五三・一一項までの各々の産品への第五三・〇九項から第五三・〇八項までの各々の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。)又は、  産品が浸染され、若しくはなせんされること及び第五三・〇九項から第五三・一一項までの各々の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において紡績されること(第五三・〇九項から第五三・一一項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
---------------------------------	--

第五四類 人造繊維の長繊維及びその織物

<p>五四・〇一・五四・〇六  五四・〇七・五四・〇八</p>	<p>第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各々の産品への他の類の材料からの変更  第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の産品への第五四・〇七項及び第五四・〇</p>
-------------------------------------	---

第五五類 人造繊維の短繊維及びその織物

八項以外の項の材料からの変更（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、  
 産品が浸染され、若しくはなせんされること及び第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織されること（第五四・〇七項又は第五四・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

五五・〇一・五五・〇七

第五五・〇一項から第五五・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）

五五・〇八・五五・一一

第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の産品への第五五・〇八項から第五

五・一一項まで以外の項の材料からの変更（第五五・〇六項又は第五五・〇七項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国においてカードされ、又はコムされる場合に限る。）

五五・一二・五五・一六

第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への第五五・一二項から第五

	<p>五・一六項まで以外の項の材料からの変更（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、</p> <p>産品が浸染され、若しくはなせんされること及び第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織されること（第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--	---

第五六類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

<p>五六・〇一・五六・〇三</p>	<p>第五六・〇一項から第五六・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五六・〇四・五六・〇九</p>	<p>第五六・〇四項から第五六・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>

第五七類 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

(第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・〇七項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績される場合に限る。)

五七・〇一・五七・〇五

第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とす



る。

第五八類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

五八・〇一・五八・一一

第五八・〇一項から第五八・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・〇一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績される場合に限る。）

第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

五九・〇一

第五九・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）

五九・〇二

第五九・〇二項の産品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一  
一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各  
項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八  
項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）。  
ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五  
一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇  
六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項  
又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合に  
は、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国  
である第三国において完全に紡績されることを条件とする。

五九・〇三・五九・〇九

第五九・〇三項から第五九・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項  
から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第  
五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の  
材料からの変更を除く。）。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各  
項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇  
七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項か  
ら第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非  
原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東  
南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とす

五九・一〇

る。

第五九・一〇項の産品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一  
一項から第五一・一三項までの各項、第五一・〇八項から第五一・一二項までの各  
項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八  
項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）。  
ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五  
一・一〇項までの各項、第五一・〇四項から第五一・〇七項までの各項、第五三・〇  
六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項  
又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合に  
は、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国  
である第三国において完全に紡績されることを条件とする。

五九・一一

第五九・一一項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一  
一項から第五一・一三項までの各項、第五一・〇八項から第五一・一二項までの各  
項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八  
項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）。  
ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五  
一・一〇項までの各項、第五一・〇四項から第五一・〇七項までの各項、第五三・〇  
六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項  
又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合に  
は、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国

である第三国において完全に紡績されることを条件とする。

## 第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物

六〇・〇一・六〇・〇六

第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・〇一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・〇一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、

産品が浸染され、若しくはなせんされること及び第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国においてメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされること（第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第六一類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

注釈 この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならぬ。

<p>六一・〇一・六一・一七</p>	<p>第六一・〇一項から第六一・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国においてメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。）</p>
--------------------	--

第六二類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

注釈 この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものと

し、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならぬ。

<p>六二・〇一・六二・一一</p>	<p>第六二・〇一項から第六二・一一項までの各々の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各々、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各々、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各々又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織される場合に限る。）</p>
<p>六二・一一</p>	<p>第六二・一二項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各々、第五二・〇八項から第五二・一〇項までの各々、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各々又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる場合に限る。）</p>
<p>六二・一三・六二・一七</p>	<p>第六二・一三項から第六二・一七項までの各々の産品への他の類の材料からの変更</p>

(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第二国において製織される場合に限る。)

第六三類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びびぼろ

注釈 この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならぬ。

六三・〇一・六三・〇八

第六三・〇一項から第六三・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は

六三・〇九・六三・一〇

第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる場合に限る。）

第六三・〇九項又は第六三・一〇項の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第六三・〇九項又は第六三・一〇項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二二部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、

造花並びに人髪製品（第六四類から第六七類まで）

第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

六四・〇一・六四・〇五

第六四・〇一項から第六四・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第六四・〇六項の材料からの変更を除く。）

六四・〇六

第六四・〇六項の産品への他の類の材料からの変更

第六五類 帽子及びその部分品



六五・〇一・六五・〇二	第六五・〇一項又は第六五・〇二項の産品への他の類の材料からの変更
六五・〇三	第六五・〇三項の産品への他の項の材料からの変更（第六五・〇四項又は第六五・〇五項の材料からの変更を除く。）
六五・〇四	第六五・〇四項の産品への他の項の材料からの変更（第六五・〇三項又は第六五・〇五項の材料からの変更を除く。）
六五・〇五	第六五・〇五項の産品への他の項の材料からの変更（第六五・〇三項又は第六五・〇四項の材料からの変更を除く。）
六五・〇六・六五・〇七	第六五・〇六項又は第六五・〇七項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第六六類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

六六・〇一・六六・〇二	第六六・〇一項若しくは第六六・〇二項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六六・〇一項又は第六六・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
六六・〇三	第六六・〇三項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六六・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

<p>六七・〇一・六七・〇四</p>	<p>第六七・〇一項から第六七・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六七・〇一項から第六七・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--------------------	--

第一三部 石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラ

ス及びその製品（第六八類から第七〇類まで）

第六八類 石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

<p>六八・〇一・六八・一五</p>	<p>第六八・〇一項から第六八・一五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六八・〇一項から第六八・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--------------------	---

第六九類 陶磁製品

<p>六九・〇一・六九・二四</p>	<p>第六九・〇一項から第六九・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六九・〇一項から第六九・一四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--------------------	--

第七〇類 ガラス及びその製品

<p>七〇・〇一  七〇・〇二・七〇・一七  七〇一八・一〇  七〇一八・二〇</p>	<p>第七〇・〇一項の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七〇・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  第七〇・〇二項から第七〇・一七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇・〇二項から第七〇・一七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  第七〇一八・一〇号の産品への他の項の材料からの変更  第七〇一八・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇一八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
---	--

七〇一八・九〇

第七〇一八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

七〇・一九・七〇・二〇

第七〇・一九項若しくは第七〇・二〇項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇・一九項又は第七〇・二〇項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一四部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺

用模造細貨類並びに貨幣（第七一類）

第七一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身

辺用模造細貨類並びに貨幣

七二〇一・一〇・七二〇二・一〇

第七二〇一・一〇号から第七二〇二・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

七二〇二・二二・七二〇二・二九

第七二〇二・二二号から第七二〇二・二九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇二・二二号から第七二〇二・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

七二〇三・一〇	第七一〇三・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
七二〇三・九一・七二〇四・一〇	第七一〇三・九一号から第七一〇四・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇三・九一号から第七一〇四・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二〇四・二〇	第七一〇四・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二〇四・九〇	第七一〇四・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二〇五	第七一〇五項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二〇六・一〇	第七一〇六・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇六・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二〇六・九一	第七一〇六・九一号の産品への他の類の材料からの変更
七二〇六・九二	第七一〇六・九二号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇六・九二号の産品への関

七二・〇七	税分類の変更を必要としない。 )。
第七一・〇七項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること (第七一・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。 )。	
七二〇八・一一・七二〇八・二〇	第七一〇八・一一号から第七一〇八・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること (第七一〇八・一一号から第七一〇 八・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。 )。
七二・〇九	第七一・〇九項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること (第七一・〇九項の産品への関税分 類の変更を必要としない。 )。
七二一〇・一一・七二一〇・四九	第七二一〇・一一号から第七二一〇・四九号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること (第七二一〇・一一号から第七二一 〇・四九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。 )。
七二・一一	第七一・一一項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること (第七一・一一項の産品への関税分 類の変更を必要としない。 )。
七二・一二	第七一・一二項の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得ら れ、又は生産される産品であること (第七一・一二項の産品への関税分類の変更を必

第一五部 卑金属及びその製品（第七二類から第八三類まで）

七二・二三	要としない。）。
七二・二四	第七一・一三項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一四項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。）
七二・二五	第七一・一四項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一五項又は第七一・一六項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。）
七二・二六	第七一・一五項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一六項、第七一・一七項又は第七一・一八項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。）
七二・二七	第七一・一六項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一七項から第七一・一八項までの各項、第七一・一七項、第七一・一八項、第七二〇一・二二二号、第七二〇二・三九号、第七二〇三・九一号、第七二〇三・九九号又は第七二〇四・九〇号の材料からの変更を除く。）
七二・二八	第七一・一七項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）
	第七一・一八項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一・一八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七二類 鉄鋼

七二・〇一	第七二・〇一項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二〇二・一一・七二〇二・九九	第七二〇二・一一号から第七二〇二・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇二・一一号から第七二〇二・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二・〇三	第七二・〇三項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二・〇四	第七二・〇四項の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七二・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二〇五・一〇・七二〇五・二九	第七二〇五・一〇号から第七二〇五・二九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇五・一〇号から第七二〇五・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。



七二〇六・一〇・七二二一・一九	第七二〇六・一〇号から第七二二一・一九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、
七二二一・二三・七二二一・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇六・一〇号から第七二二一・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二二二・一〇・七二二七・一〇	第七二二一・二三号から第七二二一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二一・二三号から第七二二一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二二七・二〇・七二二七・九〇	第七二二二・一〇号から第七二二七・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二二・一〇号から第七二二七・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二二八・一〇	第七二二七・二〇号から第七二二七・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二七・二〇号から第七二二七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二二八・九一・七二二八・九九	第七二二八・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二八・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

七二九・一一・七二九・二四	<p>料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二八・九一号又は第七二八・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七二九・一一号から第七二九・二四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p>
七二九・三一・七二九・九〇	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二九・一一号から第七二九・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七二九・三一号から第七二九・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p>
七二〇・一一・七二〇・一一	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二九・三一号から第七二九・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七二〇・一一号若しくは第七二〇・一二号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p>
七二〇・二〇・七二〇・九〇	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇・一一号又は第七二〇・一二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七二〇・二〇号若しくは第七二〇・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p>
七二二・〇〇・七二二・一九	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇・二〇号又は第七二〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七二二・〇〇号から第七二二・一九号までの各号の産品への当該各号が属す</p>

七二二・二〇	<p>る項以外の項の材料からの変更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二一・〇〇号から第七二二二・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七二二二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
七二二・三〇・七二二四・一〇	<p>第七二二二・三〇号から第七二二四・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二二・三〇号から第七二二四・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
七二四・九〇	<p>第七二二四・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
七二五・一一・七二二五・四〇	<p>第七二二五・一一号から第七二二五・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二五・一一号から第七二二五・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
七二五・五〇・七二二五・九九	<p>第七二二五・五〇号から第七二二五・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二五・五〇号から第七二二</p>

七二六・一一・七二六・九一

五・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  
第七二六・一一号から第七二六・九一号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

七二六・九二・七二六・九九

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二六・一一号から第七二六・九一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  
第七二六・九二号から第七二六・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

七二七・一〇・七二八・三〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二六・九二号から第七二六・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  
第七二七・一〇号から第七二八・三〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

七二八・四〇・七二八・六〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二七・一〇号から第七二八・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  
第七二八・四〇号から第七二八・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

七二八・七〇・七二九・九〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二八・四〇号から第七二八・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  
第七二八・七〇号から第七二九・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二八・七〇号から第七二

第七三類 鉄鋼製品

九・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

七三〇一・一〇・七三〇四・二九

第七三〇一・一〇号から第七三〇四・二九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇一・一〇号から第七三〇四・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

七三〇四・三一

第七三〇四・三一号の産品への他の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇四・三一号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

七三〇四・三九

第七三〇四・三九号の産品への他の類の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇四・三九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

七三〇四・四一

第七三〇四・四一号の産品への他の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇四・四一号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

七三〇四・四九

第七三〇四・四九号の産品への他の類の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇四・四九号の産品への関

七三〇四・五一	税分類の変更を必要としない。)
第七三〇四・五一号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇四・五一号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)	第七三〇四・五一号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇四・五一号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)
七三〇四・五九	)
第七三〇四・五九号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇四・五九号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)	第七三〇四・五九号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇四・五九号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)
七三〇四・九〇	)
第七三〇四・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇四・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)	第七三〇四・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇四・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)
七三・〇五	)
第七三・〇五項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三・〇五項の産品への関税分 類の変更を必要としない。)	第七三・〇五項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三・〇五項の産品への関税分 類の変更を必要としない。)
七三〇六・一〇・七三〇六・五〇	)
第七三〇六・一〇号から第七三〇六・五〇号までの各号の産品への他の項の材料か らの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇六・一〇号から第七三〇 六・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)	第七三〇六・一〇号から第七三〇六・五〇号までの各号の産品への他の項の材料か らの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇六・一〇号から第七三〇 六・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七三〇六・六〇・七三〇七・九九	)
第七三〇六・六〇号から第七三〇七・九九号までの各号の産品への他の類の材料か らの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇六・六〇号から第七三〇	第七三〇六・六〇号から第七三〇七・九九号までの各号の産品への他の類の材料か らの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇六・六〇号から第七三〇

七三・〇八	七・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七三・〇九	第七三・〇八項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。) 第七三・〇九項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三・〇九項の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七三〇・一〇・七三二〇・二九	第七三〇・一〇号から第七三一〇・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更(第七二・〇六項から第七二・一二項までの各項の材料からの変更を除く。)
七三・一一・七三・二〇	第七三・一一項から第七三・二〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三・一一項から第七三・二〇項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七三二一・一一・七三二一・八三	第七三二一・一一号から第七三二一・八三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三二一・一一号から第七三二一・八三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七三二一・九〇	第七三二一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三二一・九〇号の産品への関

七三三二・一一・七三三二・九〇	税分類の変更を必要としない。)
	第七三三二・一一号から第七三三二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三三二・一一号から第七三三二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七三三三・一〇	第七三三三・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三三三・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七三三三・九一・七三三三・九九	第七三三三・九一号から第七三三三・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三三三・九一号から第七三三三・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七三三四・一〇・七三三四・九〇	第七三三四・一〇号から第七三三四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三三四・一〇号から第七三三四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七三三五・一〇	第七三三五・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三三五・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七三三五・九一	第七三三五・九一号の産品への他の類の材料からの変更又は、



<p>七三三・九五・九九</p> <p>七三三・六一</p> <p>七三三・一九・七三三・九〇</p>	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三三・九五・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七三三・九五・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三三・九五・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七三三・六一号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三三・六一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七三三・一九号から第七三三・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三三・一九号から第七三三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>第七四〇一・一〇</p> <p>第七四〇一・二〇</p>	<p>第七四〇一・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四〇一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七四〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、</p>

第七四類 銅及びその製品

<p>七四・〇二・七四・〇三</p> <p>七四・〇四</p> <p>七四・〇五・七四・一九</p>	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七四・〇二項若しくは第七四・〇三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四・〇二項又は第七四・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七四・〇四項の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七四・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七四・〇五項から第七四・一九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四・〇五項から第七四・一九項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--	---

第七五類 ニッケル及びその製品

<p>七五〇一・一〇</p>	<p>第七五〇一・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
----------------	--

七五〇一・二〇	第七五〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇一・二〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
七五〇二・一〇	第七五〇二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇二・一〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
七五〇二・二〇	第七五〇二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇二・二〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
七五・〇三	第七五・〇三項の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得ら れ、又は生産される産品であること（第七五・〇三項の産品への関税分類の変更を必 要としない。）。
七五〇四・〇〇・七五〇五・二二	第七五〇四・〇〇号から第七五〇五・二二号までの各号の産品への当該各号が属す る項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇四・〇〇号から第七五〇 五・二二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七五〇五・二二・七五〇五・三二	第七五〇五・二二号若しくは第七五〇五・三二号の産品への当該各号以外の号の材 料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇五・二二号又は第七五〇 五・三二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七六類 アルミニウム及びその製品

<p>七五・〇六・七五・〇八</p>	<p>第七五・〇六項から第七五・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五・〇六項から第七五・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七六〇一・一〇  七六〇一・二〇  七六・〇二  七六・〇三・七六・一六</p>	<p>第七六〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七六〇一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七六〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七六〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七六・〇二項の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七六・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七六・〇三項から第七六・一六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七六・〇三項から第七六・一六</p>

第七八類 鉛及びその製品

項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

<p>七八〇一・一〇</p>	<p>第七八〇一・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七八〇一・一〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>七八〇一・九一・七八〇一・九九</p>	<p>第七八〇一・九一若しくは第七八〇一・九九号の産品への他の類の材料からの変 更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七八〇一・九一又は第七八〇 一・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>七八・〇二</p>	<p>第七八・〇二項の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得ら れ、又は生産される産品であること(第七八・〇二項の産品への関税分類の変更を必 要としない。)</p>
<p>七八・〇三</p>	<p>第七八・〇三項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七八・〇三項の産品への関税分 類の変更を必要としない。)</p>
<p>七八〇四・一一・七八〇四・二〇</p>	<p>第七八〇四・一一号から第七八〇四・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、</p>

第七九類 亜鉛及びその製品

<p>七八・〇五・七八・〇六</p>	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七八〇四・一一号から第七八〇四・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七八・〇五項若しくは第七八・〇六項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七八・〇五項又は第七八・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七九〇一・一一</p> <p>七九〇一・一二</p> <p>七九〇一・二〇</p> <p>七九・〇二</p>	<p>第七九〇一・一一号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七九〇一・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七九〇一・一二号の産品への他の類の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七九〇一・一二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七九〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七九〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七九・〇二項の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得ら</p>

<p>七九〇三・一〇</p> <p>七九〇三・九〇・七九〇七・〇〇</p>	<p>れ、又は生産される産品であること（第七九〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七九〇三・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七九〇三・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七九〇三・九〇号から第七九〇七・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七九〇三・九〇号から第七九〇七・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>第八〇類 すす及びその製品</p> <p>八〇〇一・一〇</p> <p>八〇〇一・二〇</p> <p>八〇〇二</p>	<p>第八〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八〇〇一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八〇〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八〇〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八〇〇二項の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得ら</p>

第八一類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

<p>八〇・〇三・八〇・〇七</p>	<p>れ、又は生産される製品であること（第八〇・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八〇・〇三項から第八〇・〇七項までの各々の産品への当該各々以外の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八〇・〇三項から第八〇・〇七項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八二〇一・一〇</p> <p>八二〇一・九四</p> <p>八二〇一・九五・八二〇一・九六</p>	<p>第八一〇一・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八一〇一・九四号の産品への他の類の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇一・九四号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八一〇一・九五号若しくは第八一〇一・九六号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇一・九五号又は第八一〇一・九六号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>



八二〇二・九七	第八一〇一・九七号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇一・九七号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇二・九九・八二〇二・一〇	第八一〇一・九九号若しくは第八一〇二・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇一・九九号又は第八一〇二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇二・九四	第八一〇二・九四号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇二・九四号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇二・九五・八二〇二・九六	第八一〇二・九五号若しくは第八一〇二・九六号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇二・九五号又は第八一〇二・九六号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇二・九七	第八一〇二・九七号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇二・九七号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇二・九九	第八一〇二・九九号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇二・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八二〇三・二〇	<p>第八一〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇三・二〇号の産品への関  税分類の変更を必要としない。）。</p>
八二〇三・三〇	<p>第八一〇三・三〇号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に  得られ、又は生産される産品であること（第八一〇三・三〇号の産品への関税分類の  変更を必要としない。）。</p>
八二〇三・九〇	<p>第八一〇三・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇三・九〇号の産品への関  税分類の変更を必要としない。）。</p>
八二〇四・一一・八二〇四・一九	<p>第八一〇四・一一号若しくは第八一〇四・一九号の産品への他の類の材料からの変  更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇四・一一号又は第八一〇  四・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八二〇四・二〇	<p>第八一〇四・二〇号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に  得られ、又は生産される産品であること（第八一〇四・二〇号の産品への関税分類の  変更を必要としない。）。</p>
八二〇四・三〇・八二〇四・九〇	<p>第八一〇四・三〇号若しくは第八一〇四・九〇号の産品への当該各号以外の号の材  料からの変更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇四・三〇号又は第八一〇  四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

八二〇五・二〇	<p>第八一〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇五・二〇号の産品への関  税分類の変更を必要としない。）。</p>
八二〇五・三〇	<p>第八一〇五・三〇号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に  得られ、又は生産される産品であること（第八一〇五・三〇号の産品への関税分類の  変更を必要としない。）。</p>
八二〇五・九〇	<p>第八一〇五・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇五・九〇号の産品への関  税分類の変更を必要としない。）。</p>
八二〇六・〇〇・八二〇七・二〇	<p>第八一〇六・〇〇号若しくは第八一〇七・二〇号の産品への他の類の材料からの変  更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇六・〇〇号又は第八一〇  七・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八二〇七・三〇	<p>第八一〇七・三〇号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に  得られ、又は生産される産品であること（第八一〇七・三〇号の産品への関税分類の  変更を必要としない。）。</p>
八二〇七・九〇	<p>第八一〇七・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇七・九〇号の産品への関  税分類の変更を必要としない。）。</p>
八二〇八・二〇	<p>第八一〇八・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、</p>

八二〇八・三〇	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八一〇八・三〇号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八二〇八・九〇	<p>第八一〇八・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八二〇九・二〇	<p>第八一〇九・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇九・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八二〇九・三〇	<p>第八一〇九・三〇号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇九・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八二〇九・九〇	<p>第八一〇九・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八二一〇・一〇	<p>第八一一〇・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一一〇・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

八二〇・二〇	第八一〇・二〇号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一〇・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇・九〇	第八一〇・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一一〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二一・〇〇・八二二・二二	第八一一一・〇〇号若しくは第八一二・二二号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一一一・〇〇号又は第八一二・二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二二・一三	第八一二・一三号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一二・一三号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二二・一九	第八一二・一九号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一二・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二二・二二	第八一二・二二号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一二・二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二二・二二	第八一二・二二号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に

八二二・二九	得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・二二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一一二・二九号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一一二・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
八二二・三〇	第八一一二・三〇号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二二・四〇・八二二・五一	第八一一二・四〇号若しくは第八一一二・五一号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一一二・四〇号又は第八一一二・五一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二二・五二	第八一一二・五二号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・五二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二二・五九	第八一一二・五九号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一一二・五九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二二・九二	第八一一二・九二号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一一二・九二号の産品への関

八二二・九九

税分類の変更を必要としない。)

第八一・二・九九号の産品への他の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八一・二・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

八一・二三

第八一・一三項の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八一・一三項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第八二類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

八二・〇一・八二・一五

第八二・〇一項から第八二・一五項までの各々の産品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八二・〇一項から第八二・一五項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第八三類 各種の卑金属製品

八三〇一・一〇・八三〇一・五〇

第八三〇一・一〇号から第八三〇一・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の

八三〇一・六〇・八三〇六・一〇	号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇一・一〇号から第八三〇一・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇六・二一	第八三〇一・六〇号から第八三〇六・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇一・六〇号から第八三〇六・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇六・二九・八三〇八・九〇	第八三〇六・二一号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇六・二一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇九・一〇	第八三〇六・二九号から第八三〇八・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇六・二九号から第八三〇八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇九・九〇・八三二〇・〇〇	第八三〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第七二・〇六項から第七二・一二項までの各項の材料からの変更を除く。） 第八三〇九・九〇号若しくは第八三二〇・〇〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇九・九〇号又は第八三二〇・〇〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。



<p>八三二一・一〇</p> <p>八三二一・二〇・八三二一・九〇</p>	<p>第八三二一・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三二一・一〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八三二一・二〇号から第八三二一・九〇号までの各号の産品への他の類の材料か らの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三二一・二〇号から第八三一 一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
---------------------------------------	--

第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像  
及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第八四類及び第八五類）

第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

<p>八四〇一・一〇・八四〇一・三〇</p> <p>八四〇一・四〇</p>	<p>第八四〇一・一〇号から第八四〇一・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇一・一〇号から第八四〇 一・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八四〇一・四〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇一・四〇号の産品への関</p>
---------------------------------------	--

八四〇二・一一・八四〇二・二〇	税分類の変更を必要としない。)
八四〇二・九〇	第八四〇二・一一号から第八四〇二・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇二・一一号から第八四〇二・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇三・一〇	第八四〇二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇三・九〇	第八四〇三・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇三・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇四・一〇・八四〇四・二〇	第八四〇三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇四・九〇	第八四〇四・一〇号若しくは第八四〇四・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇四・一〇号又は第八四〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇四・九〇号の産品への関	

八四〇五・一〇	税分類の変更を必要としない。)
八四〇五・九〇	第八四〇五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十八パーセント以上であること(第八四〇五・一〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)
八四〇六・一〇・八四〇六・八二	第八四〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十八パーセント以上であること(第八四〇五・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)
八四〇六・九〇・八四〇七・一〇	第八四〇六・一〇号から第八四〇六・八二号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十八パーセント以上であること(第八四〇六・一〇号から第八四〇 六・八二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四〇七・二二・八四〇八・九〇	第八四〇六・九〇号若しくは第八四〇七・一〇号の産品への当該各号が属する項以 外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十八パーセント以上であること(第八四〇六・九〇号又は第八四〇 七・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四・〇九	第八四〇七・二二号から第八四〇八・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十八パーセント以上であること(第八四〇七・二二号から第八四〇 八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
	第八四・〇九項の産品への他の項の材料からの変更又は、

八四一〇・一一・八四二〇・一三	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四・〇九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八四一〇・一一号から第八四二〇・一三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一〇・一一号から第八四一〇・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八四一〇・九〇	<p>第八四一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八四一一・一一・八四二一・八二	<p>第八四一一・一一号から第八四二一・八二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一一・一一号から第八四一一・八二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八四一一・九一・八四二一・九九	<p>第八四二一・九一号若しくは第八四二一・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二一・九一号又は第八四二一・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八四二二・一〇・八四二二・八〇	<p>第八四二二・一〇号から第八四二二・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二二・一〇号から第八四二二・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p>

八四二二・九〇	二・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。) 第八四二二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二三・一一・八四二三・八二	第八四一三・一一号から第八四一三・八二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一三・一一号から第八四一三・八二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二三・九一・八四二三・九二	第八四一三・九一号若しくは第八四一三・九二号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一三・九一号又は第八四一三・九二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二四・一〇・八四二四・八〇	第八四一四・一〇号から第八四一四・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一四・一〇号から第八四一四・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二四・九〇	第八四一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二五・一〇・八四二五・八三	第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への当該各号以外の

八四一五・九〇

号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四一六・一〇・八四一六・三〇

第八四一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四一六・九〇

第八四一六・一〇号から第八四一六・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一六・一〇号から第八四一六・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四一七・一〇・八四一七・八〇

第八四一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四一七・九〇

第八四一七・一〇号から第八四一七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一七・一〇号から第八四一七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四一七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四二八・一〇・八四二八・六九	第八四一八・一〇号から第八四一八・六九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
八四二八・九一・八四二八・九九	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一八・一〇号から第八四一八・六九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一九・一一・八四一九・八九	第八四一八・九一号若しくは第八四一八・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一八・九一号又は第八四一八・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一九・九〇	第八四一九・一一号から第八四一九・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一九・一一号から第八四一九・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二〇・一〇	第八四一九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二〇・九一・八四二〇・九九	第八四二〇・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二〇・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四二二・一一・八四二二・三九

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二〇・九一号又は第八四二〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四二二・一一号から第八四二二・三九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

八四二二・九二・八四二二・九九

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二二・一一号から第八四二二・三九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四二二・九二号若しくは第八四二二・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、

八四二二・一一・八四二二・四〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二二・九二号又は第八四二二・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四二二・一一号から第八四二二・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

八四二二・九〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二二・一一号から第八四二二・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四二二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四二三・一〇・八四二三・八九

第八四二三・一〇号から第八四二三・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二三・一〇号から第八四二二



八四三三・九〇	三・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。) 第八四三三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二四・一〇・八四二四・八九	第八四二四・一〇号から第八四二四・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二四・一〇号から第八四二四・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二四・九〇・八四三一・四九	第八四二四・九〇号から第八四三一・四九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二四・九〇号から第八四三一・四九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三二・一〇・八四三二・八〇	第八四三二・一〇号から第八四三二・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三二・一〇号から第八四三二・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三二・九〇	第八四三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三三・一一・八四三三・六〇	第八四三三・一一号から第八四三三・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の

八四三三・九〇	号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三三・一一号から第八四三三・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第八四三三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三四・一〇・八四三四・二〇	第八四三四・一〇号若しくは第八四三四・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三四・一〇号又は第八四三四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三四・九〇	第八四三四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三五・一〇	第八四三五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三五・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三五・九〇	第八四三五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三六・一〇・八四三六・八〇	第八四三六・一〇号から第八四三六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の

八四三六・九一・八四三六・九九

八四三七・一〇・八四三七・八〇

八四三七・九〇

八四三八・一〇・八四三八・八〇

八四三八・九〇

号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三六・一〇号から第八四三六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四三六・九一若しくは第八四三六・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三六・九一号又は第八四三六・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四三七・一〇号若しくは第八四三七・八〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三七・一〇号又は第八四三七・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四三七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三七・九〇号の産品への関

税分類の変更を必要としない。）。

第八四三八・一〇号から第八四三八・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三八・一〇号から第八四三八・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四三八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三八・九〇号の産品への関

八四三九・一〇・八四三九・三〇	税分類の変更を必要としない。)
八四三九・九一・八四三九・九九	<p>第八四三九・一〇号から第八四三九・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四三九・一〇号から第八四三九・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第八四三九・九一号若しくは第八四三九・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四三九・九一号又は第八四三九・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
八四四〇・一〇	<p>第八四四〇・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四四〇・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
八四四〇・九〇	<p>第八四四〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四四〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
八四四一・一〇・八四四一・八〇	<p>第八四四一・一〇号から第八四四一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四四一・一〇号から第八四四一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
八四四一・九〇	<p>第八四四一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p>

八四四二・一〇・八四四二・三〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四四二・四〇・八四四二・五〇	第八四四二・一〇号から第八四四二・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四二・一〇号から第八四四二・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四四三・一一・八四四三・六〇	第八四四二・四〇号若しくは第八四四二・五〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四二・四〇号又は第八四四二・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四四三・九〇・八四四七・九〇	第八四四三・一一号から第八四四三・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四三・一一号から第八四四三・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四四八・一一・八四四八・一九	第八四四三・九〇号から第八四四七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四三・九〇号から第八四四七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四四八・一一号若しくは第八四四八・一九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

八四四八・二〇・八四四九・〇〇	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四八・一一号又は第八四四八・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八四四八・二〇号から第八四四九・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、</p>
八四五〇・一一・八四五〇・二〇	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四八・二〇号から第八四四九・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八四五〇・一一号から第八四五〇・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p>
八四五〇・九〇	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五〇・一一号から第八四五〇・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八四五〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p>
八四五一・一〇・八四五一・八〇	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八四五一・一〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p>
八四五一・九〇	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五一・一〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八四五一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

八四五二・一〇・八四五二・四〇

第八四五二・一〇号から第八四五二・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十八パーセント以上であること（第八四五二・一〇号から第八四五二・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四五二・九〇

第八四五二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十八パーセント以上であること（第八四五二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四五三・一〇・八四五三・八〇

第八四五三・一〇号から第八四五三・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十八パーセント以上であること（第八四五三・一〇号から第八四五三・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四五三・九〇

第八四五三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十八パーセント以上であること（第八四五三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四五四・一〇・八四五四・三〇

第八四五四・一〇号から第八四五四・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十八パーセント以上であること（第八四五四・一〇号から第八四五四・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四五四・九〇

第八四五四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十八パーセント以上であること（第八四五四・九〇号の産品への関

八四五五・一〇・八四五五・三〇

税分類の変更を必要としない。）。

第八四五五・一〇号から第八四五五・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五五・一〇号から第八四五五・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四五五・九〇・八四六六・九四

第八四五五・九〇号から第八四六六・九四号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五五・九〇号から第八四六六・九四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四六七・一一・八四六七・八九

第八四六七・一一号から第八四六七・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四六七・一一号から第八四六七・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四六七・九一・八四六七・九九

第八四六七・九一号から第八四六七・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四六七・九一号から第八四六七・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四六八・一〇・八四六八・八〇

第八四六八・一〇号から第八四六八・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四六八・一〇号から第八四六



八四六八・九〇・八四七三・二九

八・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四六八・九〇号から第八四七三・二九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四六八・九〇号から第八四七三・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四七三・三〇

第八四七三・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七三・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四七三・四〇・八四七三・五〇

第八四七三・四〇号若しくは第八四七三・五〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七三・四〇号又は第八四七三・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四七四・一〇・八四七四・八〇

第八四七四・一〇号から第八四七四・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七四・一〇号から第八四七四・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四七四・九〇

第八四七四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四七五・一〇・八四七五・二九

第八四七五・一〇号から第八四七五・二九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七五・一〇号から第八四七五・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四七五・九〇

第八四七五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四七六・二一・八四七六・八九

第八四七六・二一号から第八四七六・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七六・二一号から第八四七六・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四七六・九〇

第八四七六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四七七・一〇・八四七七・八〇

第八四七七・一〇号から第八四七七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七七・一〇号から第八四七七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四七七・九〇

第八四七七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七七・九〇号の産品への関

八四七八・一〇	税分類の変更を必要としない。)
八四七八・九〇	第八四七八・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七八・一〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。 第八四七八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七八・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。 第八四七九・一〇号から第八四七九・八九号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七九・一〇号から第八四七 九・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第八四七九・九〇号から第八四八〇・七九号までの各号の産品への当該各号が属す る項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七九・九〇号から第八四八 〇・七九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八一・一〇号から第八四八 一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第八四八一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
八四七九・一〇・八四七九・八九	
八四七九・九〇・八四八〇・七九	
八四八一・一〇・八四八一・八〇	
八四八一・九〇	

八四八二・一〇・八四八二・八〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四八二・一〇・八四八二・八〇

第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

八四八二・九一・八四八二・九九

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四八二・九一・八四八二・九九

第八四八二・九一若しくは第八四八二・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、

八四八三・一〇・八四八三・六〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八二・九一号又は第八四八二・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四八三・一〇・八四八三・六〇

第八四八三・一〇号から第八四八三・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

八四八三・九〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八三・一〇号から第八四八三・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四八三・九〇

第八四八三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

八四・八四

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四・八四

第八四・八四項の産品への他の類の材料からの変更又は、

八四・八四

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四・八四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四・八五

第八四・八五項の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四・八五項の産品への関税分  
類の変更を必要としない。）。

第八五類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録

用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

八五・〇一・八五・〇三

第八五・〇一項から第八五・〇三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料  
からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五・〇一項から第八五・〇三  
項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五〇四・一〇・八五〇四・五〇

第八五〇四・一〇号から第八五〇四・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の  
号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇四・一〇号から第八五〇  
四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五〇四・九〇

第八五〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇四・九〇号の産品への関  
税分類の変更を必要としない。）。

八五〇五・一一・八五〇五・三〇	第八五〇五・一一号から第八五〇五・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
八五〇五・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇五・一一号から第八五〇五・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇六・一〇・八五〇六・八〇	第八五〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇六・九〇・八五〇七・二〇	第八五〇六・一〇号から第八五〇六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇六・一〇号から第八五〇六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇七・三〇・八五〇七・八〇	第八五〇六・九〇号から第八五〇七・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇六・九〇号から第八五〇七・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇七・九〇	第八五〇七・三〇号から第八五〇七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇七・三〇号から第八五〇七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五〇九・一〇・八五〇九・八〇	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八五〇九・一〇号から第八五〇九・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇九・一〇号から第八五〇九・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更を必要としない。）。</p>
八五〇九・九〇	<p>第八五〇九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八五〇一・一〇・八五二〇・三〇	<p>第八五〇一・一〇号から第八五二〇・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五二〇・一〇号から第八五二〇・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更を必要としない。）。</p>
八五〇一・九〇	<p>第八五〇一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八五二一・一〇・八五二一・八〇	<p>第八五二一・一〇号から第八五二一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五二一・一〇号から第八五二一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更を必要としない。）。</p>

八五二一・九〇	第八五二一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五二一・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
八五二二・一〇・八五二二・四〇	第八五二二・一〇号から第八五二二・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五二二・一〇号から第八五二 二・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五二二・九〇	第八五二二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五二二・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
八五二三・一〇	第八五二三・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五二三・一〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
八五二三・九〇	第八五二三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五二三・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
八五二四・一〇・八五二四・四〇	第八五二四・一〇号から第八五二四・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五二四・一〇号から第八五二 四・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。



八五二四・九〇

第八五一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一四・九〇号の産品への関  
税分類の変更を必要としない。）。

八五二五・一一・八五二五・八〇

第八五一五・一一号から第八五一五・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の  
号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一五・一一号から第八五一  
五・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五二五・九〇

第八五一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一五・九〇号の産品への関  
税分類の変更を必要としない。）。

八五二六・一〇・八五二六・八〇

第八五一六・一〇号から第八五一六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の  
号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一六・一〇号から第八五一  
六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五二六・九〇

第八五一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一六・九〇号の産品への関  
税分類の変更を必要としない。）。

八五二七・一一・八五二七・八〇

第八五一七・一一号から第八五一七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の  
号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一七・一一号から第八五一

八五二七・九〇

七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第八五二七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八五二七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

八五二八・一〇・八五二八・五〇

第八五二八・一〇号から第八五二八・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八五二八・一〇号から第八五二八・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

八五二八・九〇・八五二二・九〇

第八五二八・九〇号から第八五二二・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八五二八・九〇号から第八五二二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

八五二三・一一・八五二三・三〇

第八五二三・一一号から第八五二三・三〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八五二三・一一号から第八五二三・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

八五二三・九〇

第八五二三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更(第八五・四二項の材料からの変更を除く。)

又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八五二三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

八五・二四・八五・二九

八五三〇・一〇・八五三〇・八〇

八五三〇・九〇

八五三一・一〇・八五三一・八〇

八五三一・九〇

八五三二・一〇・八五三二・三〇

第八五・二四項から第八五・二九項までの各々の産品への当該各々以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五・二四項から第八五・二九項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五三〇・一〇号から第八五三〇・八〇号までの各々の産品への当該各々以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三〇・一〇号から第八五三〇・八〇号までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三〇・九〇号の産品への関

税分類の変更を必要としない。）。  
第八五三一・一〇号から第八五三一・八〇号までの各々の産品への当該各々以外の

号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三一・一〇号から第八五三

一・八〇号までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  
第八五三一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三一・九〇号の産品への関

税分類の変更を必要としない。）。  
第八五三二・一〇号から第八五三二・三〇号までの各々の産品への当該各々以外の

八五三二・九〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三二・一〇号から第八五三二・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五三三・一〇・八五三三・四〇

第八五三三・一〇号から第八五三三・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三三・一〇号から第八五三三・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五三三・九〇・八五三八・九〇

第八五三三・九〇号から第八五三八・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三三・九〇号から第八五三八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五三九・一〇・八五三九・四九

第八五三九・一〇号から第八五三九・四九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三九・一〇号から第八五三九・四九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五三九・九〇

第八五三九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五四〇・一一・八五四〇・八九	第八五四〇・一一号から第八五四〇・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
八五四〇・九一・八五四〇・九九	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四〇・一一号から第八五四〇・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四一・一〇・八五四一・六〇	第八五四〇・九一号若しくは第八五四〇・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四〇・九一号又は第八五四〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四一・九〇・八五四一・一〇	第八五四一・一〇号から第八五四一・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四一・一〇号から第八五四一・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四二・二二・八五四二・七〇	第八五四一・九〇号若しくは第八五四二・一〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四一・九〇号又は第八五四二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第八五四二・二二号から第八五四二・七〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四二・二二号から第八五四二・七〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五四二・九〇

第八五四二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四二・九〇号の産品への関  
税分類の変更を必要としない。）。

八五四三・一一・八五四三・四〇

第八五四三・一一号から第八五四三・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の  
号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四三・一一号から第八五四  
三・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五四三・八一・八五四三・八九

第八五四三・八一号若しくは第八五四三・八九号の産品への当該各号以外の号の材  
料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四三・八一号又は第八五四  
三・八九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五四三・九〇・八五四四・一九

第八五四三・九〇号から第八五四四・一九号までの各号の産品への当該各号が属す  
る項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四三・九〇号から第八五四  
四・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五四四・二〇

第八五四四・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四四・二〇号の産品への関  
税分類の変更を必要としない。）。

八五四四・三〇・八五四四・六〇

第八五四四・三〇号から第八五四四・六〇号までの各号の産品への他の項の材料か  
らの変更又は、

<p>八五四四・七〇・八五四七・九〇</p>	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四四・三〇号から第八五四四・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八五四四・七〇号から第八五四七・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、</p>
<p>八五四八・一〇</p>	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四四・七〇号から第八五四七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八五四八・一〇号の産品が第二十九条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八五四八・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八五四八・九〇</p>	<p>第八五四八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）

第八六類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

<p>八六・〇一・八六・〇九</p>	<p>第八六・〇一項から第八六・〇九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料</p>
--------------------	--

第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

	<p>からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八六・〇一項から第八六・〇九項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八七・〇一 八七・〇二・八七・〇六 八七・〇七・一〇・八七・〇八・二二 八七・〇八・二九 八七・〇八・三一・八七・〇八・四〇</p>	<p>第八七・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七・〇二項から第八七・〇六項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第八七・〇七・一〇号から第八七・〇八・二二号までの各々の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七・〇七・一〇号から第八七・〇八・二二号までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第八七・〇八・二九号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七・〇八・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第八七・〇八・三一号から第八七・〇八・四〇号までの各々の産品への他の項の材料が</p>



八七〇八・五〇・八七〇八・七〇	<p>らの変更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七〇八・三一号から第八七〇八・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八七〇八・五〇号から第八七〇八・七〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七〇八・五〇号から第八七〇八・七〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八七〇八・八〇・八七〇八・九二	<p>第八七〇八・八〇号から第八七〇八・九二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七〇八・八〇号から第八七〇八・九二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八七〇八・九三・八七〇九・一九	<p>第八七〇八・九三号から第八七〇九・一九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七〇八・九三号から第八七〇九・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八七〇九・九〇	<p>第八七〇九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七〇九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八七・一〇	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七・一〇項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

八七二一・一〇・八七二一・九〇	第八七一・一〇号から第八七一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
八七・二二・八七・一四	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七一・一〇号から第八七一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第八七・一二項から第八七・一四項までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、
八七・一五	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七・一二項から第八七・一四項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八七二六・一〇・八七二六・八〇	第八七一六・一〇号から第八七一六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
八七二六・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七一六・一〇号から第八七一六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第八七一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七一六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八八類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

八八・〇一・八八・〇五

第八八・〇一項から第八八・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八八・〇一項から第八八・〇五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

### 第八九類 船舶及び浮き構造物

八九・〇一・八九・〇八

第八九・〇一項から第八九・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八九・〇一項から第八九・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽

器並びにこれらの部分品及び附属品（第九〇類から第九二類まで）

第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこ

れらの部分品及び附属品

九〇・〇一	<p>第九〇・〇一項の産品への他の類の材料からの変更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九〇・〇二	<p>第九〇・〇二項の産品への他の項の材料からの変更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九〇〇三・一一・九〇〇三・一九	<p>第九〇〇三・一一号若しくは第九〇〇三・一九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇三・一一号又は第九〇〇三・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九〇〇三・九〇・九〇〇四・九〇	<p>第九〇〇三・九〇号から第九〇〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇三・九〇号から第九〇〇四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九〇〇五・一〇・九〇〇五・八〇	<p>第九〇〇五・一〇号若しくは第九〇〇五・八〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、  原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇五・一〇号又は第九〇〇五・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九〇〇五・九〇	<p>第九〇〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p>

九〇〇六・一〇・九〇〇六・六九	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇六・九一・九〇〇六・九九	第九〇〇六・一〇号から第九〇〇六・六九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇六・一〇号から第九〇〇六・六九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇七・一一・九〇〇七・二〇	第九〇〇六・九一号若しくは第九〇〇六・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇六・九一号又は第九〇〇六・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇七・九一・九〇〇七・九二	第九〇〇七・一一号から第九〇〇七・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇七・一一号から第九〇〇七・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇八・一〇・九〇〇八・四〇	第九〇〇七・九一号若しくは第九〇〇七・九二号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇七・九一号又は第九〇〇七・九二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇八・一〇・九〇〇八・四〇	第九〇〇八・一〇号から第九〇〇八・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

九〇〇八・九〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇八・一〇号から第九〇〇八・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九〇〇八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇〇九・一一・九〇〇九・三〇

第九〇〇九・一一号から第九〇〇九・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇九・一一号から第九〇〇九・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇〇九・九一・九〇〇九・九九

第九〇〇九・九一号から第九〇〇九・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇九・九一号から第九〇〇九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇一〇・一〇・九〇一〇・六〇

第九〇一〇・一〇号から第九〇一〇・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一〇・一〇号から第九〇一〇・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇一〇・九〇

第九〇一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇二一・一〇・九〇二一・八〇	第九〇二一・一〇号から第九〇二一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
九〇二一・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二一・一〇号から第九〇二一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二二・一〇	第九〇二一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二二・九〇	第九〇二二・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二三・一〇・九〇二三・八〇	第九〇二二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二三・九〇	第九〇二三・一〇号から第九〇二三・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二三・一〇号から第九〇二三・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第九〇一三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇二四・一〇・九〇二四・八〇	第九〇一四・一〇号から第九〇一四・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
九〇二四・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一四・一〇号から第九〇一四・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二五・一〇・九〇二五・八〇	第九〇一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二五・九〇・九〇二六・〇〇	第九〇一五・一〇号から第九〇一五・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一五・一〇号から第九〇一五・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二七・一〇・九〇二七・八〇	第九〇一五・九〇号若しくは第九〇一六・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一五・九〇号又は第九〇一六・〇〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二七・九〇・九〇二一・九〇	第九〇一七・一〇号から第九〇一七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一七・一〇号から第九〇一七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。



九〇二二・一二・九〇二三・三〇	<p>る項以外の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一七・九〇号から第九〇二一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第九〇二二・一二号から第九〇二二・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二二・一二号から第九〇二二・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九〇二二・九〇・九〇二三・〇〇	<p>外の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二二・九〇号又は第九〇二三・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、</p> <p>三・〇〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九〇二四・一〇・九〇二四・八〇	<p>第九〇二四・一〇号若しくは第九〇二四・八〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二四・一〇号又は第九〇二四・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九〇二四・九〇	<p>第九〇二四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九〇二五・一一・九〇二五・八〇	<p>第九〇二五・一一号から第九〇二五・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p>

九〇二五・九〇	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二五・一一号から第九〇二五・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第九〇二五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九〇二六・一〇・九〇二六・八〇	<p>第九〇二六・一〇号から第九〇二六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二六・一〇号から第九〇二六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九〇二六・九〇	<p>第九〇二六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九〇二七・一〇・九〇二七・八〇	<p>第九〇二七・一〇号から第九〇二七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二七・一〇号から第九〇二七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九〇二七・九〇	<p>第九〇二七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九〇二八・一〇・九〇二八・三〇	<p>第九〇二八・一〇号から第九〇二八・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の</p>

九〇二八・九〇	号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二八・一〇号から第九〇二八・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二八・九〇	第九〇二八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二九・一〇・九〇二九・二〇	第九〇二九・一〇号若しくは第九〇二九・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二九・一〇号又は第九〇二九・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二九・九〇	第九〇二九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇三〇・一〇・九〇三〇・八九	第九〇三〇・一〇号から第九〇三〇・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三〇・一〇号から第九〇三〇・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇三〇・九〇	第九〇三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

<p>九〇三二・一〇・九〇三二・八〇</p> <p>九〇三二・九〇</p> <p>九〇三二・一〇・九〇三二・八九</p> <p>九〇三二・九〇・九〇三二・〇〇</p>	<p>第九〇三二・一〇号から第九〇三二・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三二・一〇号から第九〇三一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第九〇三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第九〇三二・一〇号から第九〇三二・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三二・一〇号から第九〇三二・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第九〇三二・九〇号若しくは第九〇三二・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三二・九〇号又は第九〇三三・〇〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九一・〇一・九一・一〇</p>	<p>第九一・〇一項から第九一・一〇項までの各号の産品への当該各号以外の項の材料</p>

第九一類 時計及びその部分品

九二二・一〇・九二二・八〇	<p>からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一・〇一項から第九一・一〇項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第九一・一〇号から第九一・一八〇号までの各々の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一・一〇号から第九一・一八〇号までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九二二・九〇	<p>第九一・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九二二・二〇	<p>第九一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九二二・九〇	<p>第九一・二二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一・二二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九二・一三	<p>第九一・一三項の産品への他の類の材料からの変更</p>
九二・一四	<p>第九一・一四項の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一・一四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

第九二類 楽器並びにその部分品及び附属品

<p>九二・〇一・九二・〇九</p>	<p>第九二・〇一項から第九二・〇九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九二・〇一項から第九二・〇九項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--------------------	--

第一九部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品（第九三類）

第九三類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

<p>九三・〇一・九三・〇七</p>	<p>第九三・〇一項から第九三・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九三・〇一項から第九三・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--------------------	--

第二〇部 雑品（第九四類から第九六類まで）

第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした

物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーション

サイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

九四〇一・一〇・九四〇一・八〇	第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇一・九〇	第九四〇一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
九四・〇二	第九四・〇二項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇三・一〇・九四〇三・九〇	第九四〇三・一〇号から第九四〇三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇三・一〇号から第九四〇三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇四・一〇	第九四〇四・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇四・一〇号の産品への関

<p>九四〇四・二一・九四〇四・二九 九四〇四・三〇</p>	<p>税分類の変更を必要としない。) 第九四〇四・二二号又は第九四〇四・二九号の産品への他の類の材料からの変更 第九四〇四・三〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九四〇四・三〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九四〇四・九〇</p>	<p>第九四〇四・九〇号の布団製品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第 五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五一・〇八項から第五一・一二項ま での各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五 四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除 く。)</p>
<p>九四〇五・一〇・九四〇五・九九</p>	<p>第九四〇四・九〇号の産品(布団製品を除く。)(への他の項の材料からの変更 第九四〇五・一〇号から第九四〇五・九九号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九四〇五・一〇号から第九四〇 五・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九四・〇六</p>	<p>第九四・〇六項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九四・〇六項の産品への関税分 類の変更を必要としない。)</p>



第九五類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

<p>九五・〇一・九五・〇八</p>	<p>九五・〇一項から九五・〇八項までの各々の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（九五・〇一項から九五・〇八項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--------------------	---

第九六類 雑品

<p>九六・〇一 九六・〇二・九六・〇四  九六・〇五 九六〇六・一〇</p>	<p>九六・〇一項の産品への他の類の材料からの変更 九六・〇二項から九六・〇四項までの各々の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（九六・〇二項から九六・〇四項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 九六・〇五項の産品への他の項の材料からの変更 九六〇六・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（九六〇六・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
---	--

九六〇六・二一・九六〇六・二九	第九六〇六・二一号から第九六〇六・二九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
九六〇六・三〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇六・二一号から第九六〇六・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六〇七・一一・九六〇七・一九	第九六〇六・三〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇六・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六〇七・二〇	第九六〇七・一一号若しくは第九六〇七・一九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇七・一一号又は第九六〇七・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六〇八・一〇・九六〇八・四〇	第九六〇七・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇七・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六〇八・五〇	第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第九六〇八・五〇号の産品への他の号の材料からの変更（第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの各号の材料からの変更を除く。）又は、

九六〇八・六〇・九六二二・二〇	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇八・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第九六〇八・六〇号から第九六一二・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇八・六〇号から第九六一二・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九六一三・一〇・九六二三・八〇	<p>第九六一三・一〇号から第九六一三・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六一三・一〇号から第九六一三・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九六一三・九〇・九六一八・〇〇	<p>第九六一三・九〇号から第九六一八・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六一三・九〇号から第九六一八・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

第二一部 美術品、収集品及びびこつとう（第九七類）

第九七類 美術品、収集品及びびこつとう

九七・〇一・九七・〇六

第九七・〇一項から第九七・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九七・〇一項から第九七・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。